

大鰐町住民参加型まちづくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民の参画と協働によるまちづくりを推進するため、住民団体が自主的又は主体的に企画し、実施する公益性のあるまちづくり事業を行う場合に、その事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、大鰐町住民参加型まちづくり事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、大鰐町補助金等の交付に関する規則（昭和49年大鰐町規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号の要件の全てに該当するものでなければならない。

- (1) 構成員が5人以上であること。
- (2) 町内に事務所又は活動場所を有する団体（NPO法人、ボランティア団体、町民の活動団体、町内会等）であること。
- (3) 組織の運営に関する規則、定款、規約、会則又はこれに準ずるものを有していること。
- (4) 継続的かつ計画的に事業を行うことが可能であること。
- (5) 予算及び決算の管理が適切に行われていること。
- (6) 原則として、1年以上継続して活動する見込みがあること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 政治、宗教又は営利を目的とする団体
- (2) 暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及びその構成員（暴力団の構成団体の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある団

体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域の課題解決や活性化を目的に実施する公益性のある事業で、次の各号の要件の全てを満たす事業とする。

- (1) 補助対象団体が主体的に企画する事業
- (2) 補助対象団体が自主的に実施することが可能な事業
- (3) 公益的又は社会貢献的な事業
- (4) 地域課題の解決が図られる事業
- (5) 地域活性化の効果や成果が具体的に期待できる事業
- (6) 予算の見積等が適正である事業
- (7) 補助金の交付の決定があった日の属する年度内に完了する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 特定の個人や団体が利益を受ける事業
- (3) 政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業
- (4) 町の他の補助金の交付を受け、又は受ける見込みである事業
- (5) 国、県及びその他の機関から補助金を受け、又は受ける見込みである事業
- (6) 町との共催による事業
- (7) 法令、条例等に違反する事業
- (8) その他公序良俗に反する事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(補助対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、1事業に対し1会計年度を原則とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額（合計額に1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）又は上限50万円のいずれか低い額とする。

(補助対象事業の提案)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、別に定めるところにより、町長に補助対象事業の提案をし、採択を受けなければならない。

(選考)

第8条 町長は、前条の規定による事業の提案を受けたときは補助対象事業の選考に当たり、住民参加型まちづくり事業審議会条例（令和2年大鰐町条例第2号）に基づく審議会に諮問するものとする。

(採択事業の決定)

第9条 町長は、前条の規定による諮問に対する答申を受けたときは、申請に係る書類等の内容を審査したうえで、対象事業としての採択又は不採択の旨を決定し、その結果について、速やかに申請団体に通知するものとする。

(交付申請)

第10条 対象事業として採択の決定を受けた団体は、町長の定める期日までに大鰐町住民参加型まちづくり事業補助金交付申請書（様式第1号）に町長が必要と認める書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第11条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を

審査し、補助金の交付を決定したときは、大鰐町住民参加型まちづくり事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請団体に通知するものとする。

2 前項の規定により決定した補助金の額の増額は、認めないものとする。

（申請の取下げ）

第12条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知を受けた日から起算して7日以内に文書をもって申請の取下げをすることができる。

（変更等の届出）

第13条 補助団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、大鰐町住民参加型まちづくり事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、町長の承認を受けなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

（1） 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。

（2） 補助対象経費の総額の30パーセントを超える額の増減が生じるとき。

（3） 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 町長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、大鰐町住民参加型まちづくり事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書（様式第4号）又は大鰐町住民参加型まちづくり事業補助金変更（中止・廃止）不承認通知書（様式第5号）により補助団体に通知するものとする。

（事故報告書）

第14条 補助団体は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場

合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要な事項を書面により町長に報告するものとする。

(状況報告)

第15条 町長は、補助対象事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助団体に対し補助対象事業の遂行の状況に関し、大鰐町住民参加型まちづくり事業状況報告書（様式第6号）により報告させることができる。

(実績報告)

第16条 補助団体は、補助対象事業が完了したときは、大鰐町住民参加型まちづくり事業補助金実績報告書（様式第7号）に町長が必要と認める書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告は、補助対象事業の完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金額の確定)

第17条 町長は、前条第1項の規定により報告があったときは、その内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、大鰐町住民参加型まちづくり事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により、補助団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第18条 前条の規定により通知を受けた補助団体は、補助金の交付を受けようとするときは、大鰐町住民参加型まちづくり事業補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

(交付の特例)

第19条 町長は、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。ただし、概算払を行う場合の交付額

は、交付決定額に10分の9を乗じて得た額を上限とし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 補助団体が前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、大鰐町住民参加型まちづくり事業補助金概算払請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第20条 町長は、第18条又は前条第2項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第21条 町長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

（3） その他、この要綱の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第22条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、別に期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（関係書類の保管）

第23条 補助団体は、補助対象事業に係る収支を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、補助金に係る会計年度終了後5年間保管しなければならない。

（補則）

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定

める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

項目	対象となる経費
報償費	外部講師や専門技術等を有する協力者等への謝礼金
旅費	講師等への活動場所までの交通費や宿泊費
消耗品費及び原材料費	補助事業の実施に直接必要な消耗品や原材料に係る経費
燃料費	作業等に必要な機材・車両等の燃料費
食糧費	補助事業の実施に直接必要な食糧費で次に掲げるもの（団体構成員及びスタッフの飲食代、事業終了後の打ち上げ代及び飲酒代を伴わないものに限る）なお、食糧費については、補助対象経費の10分の1以内とする。 （1）外部講師の飲食代（一人当たり上限2,000円） （2）外部講師、団体構成員及びスタッフの作業時の熱中症対策のための飲料代（一人当たり上限200円） （3）昼食時又は夕食をまたぐイベント事業等において参加者に提供する飲食物代（一人当たり上限500円）
印刷製本費	ポスター・チラシ・資料等の印刷製本費、コピー代
通信運搬費	資料等を送付するための郵送料や宅配料
保険料	参加者等に係る保険料
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機械等の借上料
備品購入費	補助事業の実施に直接必要な備品購入費

	<p>※備品購入費については、補助対象経費の2分の1以内であること。</p>
その他	<p>審議会の意見を聴き、町長が必要と認めたもの</p> <p>※対象経費判定については、個別に経費の内容を審査する。</p>

様式第1号（第10条関係）

年 月 日

大鰐町長

殿

住所（所在地）

氏名（団体名）

（代表者名）

（電話番号）

年度大鰐町住民参加型まちづくり事業補助金交付申請書

年 月 日付け 第 号で採択された、大鰐町住民参加型まちづくり事業を実施したいので、大鰐町住民参加型まちづくり事業補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 事業の名称

2 事業の概要

3 交付申請額 金 _____ 円
（事業費総額 _____ 円）

4 事業実施予定期間 年 月 日～ 年 月 日

様式第2号（第11条関係）

第 年 月 日

団体名
代表者名

殿

大鰐町長

年度大鰐町住民参加型まちづくり事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった、大鰐町住民参加型まちづくり事業について、下記のとおり決定したので、大鰐町住民参加型まちづくり事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1 事業の名称

2 交付決定額 金 _____ 円

3 交付条件

- (1) 補助事業の内容を変更（軽微な場合を除く。）する場合は、町長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止又は廃止する場合は、町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書を関係書類とともに提出すること。
- (4) 町長又はその委任を受けた者の監査に応じること。
- (5) 次に掲げる場合においては、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。
 - ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - ウ 前各号に掲げるもののほか、大鰐町住民参加型まちづくり事業補助金交付要綱の規定に違反したとき。

様式第3号（第13条関係）

年 月 日

大鰐町長

殿

住所（所在地）

氏名（団体名）

（代表者名）

（電話番号）

年度大鰐町住民参加型まちづくり事業補助金変更（中止・廃止）
承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、大鰐町住民参加型まちづくり事業を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、大鰐町住民参加型まちづくり事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により承認を申請します。

記

1 事業の名称

2 既交付決定額 金 _____ 円

3 変更交付申請額 金 _____ 円

4 差引額 金 _____ 円

5 変更（中止・廃止）の理由

6 添付書類

（1）事業の変更等の内容を証明する書類（事業計画書、見積書等）

（2）その他、町長が必要と認めるもの

※変更承認申請の場合、補助事業の内容及び経費の配分は、交付された内容と容易に比較対照できるようにすること。

様式第4号（第13条関係）

第 年 月 日

団体名
代表者名

殿

大鰐町長

年度大鰐町住民参加型まちづくり事業補助金変更（中止・廃止）
承認通知書

年 月 日付けで申請のあった、大鰐町住民参加型まちづくり事業の変更（中止・廃止）について、下記のとおり承認することに決定したので、大鰐町住民参加型まちづくり事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。

記

1 事業の名称

2 交付決定額 金 _____ 円

3 承認事項

様式第5号（第13条関係）

第 年 月 日

団体名
代表者名

殿

大鰐町長

年度大鰐町住民参加型まちづくり事業補助金
変更（中止・廃止）不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった、大鰐町住民参加型まちづくり事業の変更（中止・廃止）について、下記のとおり承認しないことに決定したので、大鰐町住民参加型まちづくり事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。

記

1 事業の名称

2 承認できない理由

様式第6号（第15条関係）

年 月 日

大鰐町長

殿

住所（所在地）

氏名（団体名）

（代表者名）

（電話番号）

年度大鰐町住民参加型まちづくり事業状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、大鰐町住民参加型まちづくり事業の 年 月 日現在の実施状況について、大鰐町住民参加型まちづくり事業補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業の名称

2 予算関係

（単位：円）

区分	予算額 (A)	支出済額 (B)	予算残高 (A - B)	進捗率 (B/A)	備考
事業費総額					
上記のうち 補助金充 当額					

3 進捗状況

様式第7号（第16条関係）

年 月 日

大鰐町長

殿

住所（所在地）

氏名（団体名）

（代表者名）

（電話番号）

年度大鰐町住民参加型まちづくり事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、住民参加型まちづくり事業について、大鰐町住民参加型まちづくり事業補助金交付要綱第16条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の名称

2 交付決定額 金 _____ 円

3 事業実施期間 年 月 日～ 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業収支報告書（別紙）
- (2) 経費を支払ったことを証する書類（領収書の写し）
- (3) 事業概要を確認することができる書類（写真等）
- (4) その他町長が必要と認める書類

別紙

事業収支報告書

事業の名称 _____

○収入（事業の実施に伴い生じる収入） （単位：円）

項目	予算額	実績額	増減	内容・算出根拠
補助金①				
補助金以外の 収入小計②				
収入合計③ 【①＋②】				

※補助金のほか、参加費や教材費などの収入があった場合、記入してください。

○支出（この事業の実施に伴い生じる支出） （単位：円）

項目	予算額	実績額	増減	内容・算出根拠
補助対象経費 合計④				
補助対象以外 の経費小計⑤				
支出合計⑥ 【④＋⑤】				

※食糧費については、補助対象経費の10分の1以内、備品購入費については、補助対象経費の2分の1以内となります。

様式第 8 号（第 1 7 条関係）

第 年 月 日

団 体 名
代 表 者 名

殿

大鰐町長

年度大鰐町住民参加型まちづくり事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった、大鰐町住民参加型まちづくり事業補助金については、下記のとおり確定したので、大鰐町住民参加型まちづくり事業補助金交付要綱第 1 7 条の規定により通知します。

記

交付決定額（A）	確定額（B）	差額（B - A）
円	円	円

様式第9号（第18条関係）

年 月 日

大鰐町長

殿

住所（所在地）

氏名（団体名）

（代表者名）

（電話番号）

年度大鰐町住民参加型まちづくり事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付額の確定通知を受けた、大鰐町住民参加型まちづくり事業補助金について、大鰐町住民参加型まちづくり事業補助金交付要綱第18条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 事業の名称

2 交付確定額 金 _____ 円

3 既交付額 金 _____ 円

4 今回請求額 金 _____ 円

5 補助金の振込先

金融機関名	銀行・信用金庫 農協	支店 支所
預金の種類	1 普通預金	2 当座預金
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

様式第10号（第19条関係）

年 月 日

大鰐町長

殿

住所（所在地）

氏名（団体名）

（代表者名）

（電話番号）

年度大鰐町住民参加型まちづくり事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、大鰐町住民参加型まちづくり事業補助金について、大鰐町住民参加型まちづくり事業補助金交付要綱第19条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 事業の名称

2 交付決定額 金 _____ 円

3 今回請求額 金 _____ 円

※請求額は、交付決定額の10分の9を上限とし、千円未満切り捨てとする。

4 概算払いを請求する理由

5 補助金の振込先

金融機関名	銀行・信用金庫 農協	支店 支所
預金の種類	1 普通預金	2 当座預金
口座番号		
フリガナ		
口座名義		